

第1回「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」の論点要約

(この文章にあるページ数は議事録より)

文責: 部会長 小川

1. 黒岩知事あいさつにて部会に与えられた指定課題 p.1

- ・ 県立障害者支援施設の支援やマネジメントの検証
- ・ 利用者目線の障害者支援のあり方を示す

→→ 神奈川県発の新しい障がい福祉を創る

2. 部会の検討期間



- ・ 半年で検証できることには限界がある p.4

- ・ 部会後にも取り組むべき事項

- ・ 事例の抽出など絞って調査

が出た場合は要検討 p.4

- ・ 部会委員は担当施設を分担

(部会後半に議論か)

3. 身体拘束に関する統一した基準の確認が必要 p.4-5

- ・ 厚生労働省社会・援護局: 「障害者福祉施設等における障害者虐待の

防止と対応の手引き」 VII 身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて、「1.

身体拘束の廃止に向けて」 ～ 「5.行動障害のある利用者への適切な支援」

をベースとしてヒアリング。(会議では示されていなかったが、国のガイドラインを

基本とするのが妥当と思われま。

<身体拘束、虐待を受ける人に障害や問題があるとの見方から脱却 p.4-5>



しえんしゃがわ もんだいこうどう
支援者側からみた問題行動

かんりか もんだい せいげん
管理下で「問題」を制限

りようしゃ きもち ふいっち
利用者の気持ちと不一致

じんてきたいおう ぶつりてきかんきょう もんだい ばあい
人的対応・物理的環境などに問題がある場合、

こうどうしょうがい い じょうきょう だ
「行動障害」と言われる状況をつくり出し

しまう。たほう にんげんかんけい かんきょう ととの
しまう。他方、人間関係、環境を整えること

せいかつ しつ くふう ぶらす こうどう
など生活の質を工夫することでプラスの行動
へんか
に変化を。



「利用者目線の支援」につながる

ひ ありんぐ ないよう とうどうしょうがい ひと てきせつ しえん おこな しく
・ヒアリングの内容として、行動障害のある人への適切な支援が行われる仕組
みが作られているか、適切な実践がされているか、またはそこに問題があった
ばあい げんいんかいめい およ かいぜん たいおう おこな
場合にはその原因解明、及び、どのように改善・対応を行っているかについて
あき
明らかにする。 p.6

4. 支援により利用者が自らの力を発揮して生活できている事例の検討 p.5

けんしょうたいしょう しせつ しえん くふう つよ ばあい
・検証対象の施設においても、支援における工夫した「強み」をもっている場合
もあるだろうから、適切な対応によりプラスの行動が生まれたり、向上した例
があれば評価する。 p.8

たけん こうじれい しせつにゆうしよ じれい き ひ ありんぐ
・他県にも好事例(施設入所)があるので、そうした事例を聞くことがヒアリング
や部会での検討の参考になる。 p.17-18

しえんいん しょく ぶらいど じしん りようしゃ しえんしゃ もんだい
・支援員はその職にプライドと自信をもち、利用者を支援者にとっての問題
こうどう い かけてごりー りようしゃひとり じんせい おく
行動と言われるカテゴリーにまとめることなく、利用者一人ひとりの人生を送
れるよう働いている支援員の存在は認識している。 p.18

5. 神奈川県としての地域生活基盤の福祉サービスのあり方検討

今回、部会に与えられた課題として、身体拘束を伴う虐待及び意思決定

支援が大きな柱となっているが、利用者の人生において多様な生活形態を

ライフステージに沿って見た場合に、施設入所支援の検討は、地域基盤の

福祉サービスや療育、教育機関、民間事業、インフォーマルな人間関係も

含めて神奈川県域全体の福祉サービス制度等をみていく必要がある。p.17



「かながわ憲章」の指針に基づく、新たな神奈川県の福祉サービスを検討

(部会後半)

6. ヒアリングのポイント

□ネガティブな要因のチェックにより → それを減少へ p.8

□施設のストレングスのチェック → それを向上へ p.8

■施設の仕組みが虐待を作っていたり、行動障害を起こさせている場合がある

□記録されているもの → 調査できる

□記録に残っていないもの → これが重要な部分。しかし、ヒアリングでも

わからないかもしれない → 部会員は真摯に施設職員に対応し、誠実な対話

により聞き取りを行う p.9